

令和4年度南九州海難防止強調運動実施計画

令和4年6月2日

南九州海難防止強調運動推進連絡会議

1 運動の趣旨

海の事故を防止するには、船舶所有者、運航者をはじめとする海事関係者、漁業関係者、マリレジャー関係者など、船舶運航に直接関わる者はもとより、海運、漁業活動の恩恵を享受している国民一般に対し、海難防止思想の普及、高揚を図る必要がある。そのためには、地域の特性を踏まえたきめ細かな運動を地域全体が一丸となって推進することが重要である。

本運動の実施にあたっては、令和4年度海の事故ゼロキャンペーン実施計画の内容及び南九州地方の特性を踏まえた独自の海難防止運動を盛り込んだ計画を定め、官民一丸となった運動を強力に推進することとする。

2 海の事故ゼロキャンペーン

(1) 実施期間

令和4年7月16日（土）から31日（日）までの16日間

(2) 重点事項

- ①小型船舶の海難防止
- ②見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進
- ③ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保
- ④ふくそう海域等の安全性の確保

(3) 各重点事項における推進項目

①「小型船舶の海難防止」に関する推進項目

ア プレジャーボートの発航前検査の徹底及び整備事業者等による定期的な点検整備の推奨

プレジャーボートによる船舶事故は全体の6割以上を占め、特に機関故障等の割合が高い傾向にある。

機関故障の原因では、船体機器整備不良や機関取扱不良によるものが多いことから、発航前検査の徹底を図るとともに整備業者等による定期的な点検整備の重要性について、積極的に周知・啓発し、運航者の安全意識の向上を図る。

イ 漁船での適切な見張りの徹底

プレジャーボートに次いで漁船による船舶事故が全体の約3割を占めており、中でも衝突・乗揚が全体の約6割を占めている。その原因は、見張り不十分によるものが多い実態から適切な見張りの徹底を図る。

ウ 多様化・活発化するウォーターアクティビティの安全対策

近年、カヌー・SUP等のウォーターアクティビティが多様化・活発化しており、そのうち小型船舶操縦士免許や検査が不要なものについては、海に関する基礎知識が少ない者が利用していることもあることから、ウォーターアクティビティごとに安全情報等を記した総合安全情報サイト「ウォーターセーフティガイド」の普及啓発やリーフレットの配布、動画、SNS等を用いた情報発信等を積極的に行い、ウォーターアクティビティ愛好者の安全意識の向上を図る。

エ 海の安全情報を利活用した啓発

プレジャーボートや漁船等の操縦者、海水浴や釣り等のウォーターアクティビティ愛好者に対して、気象・海象の現況、気象庁が発表する気象警報・注意報等を海の安全情報にて発信することで、安全意識の向上を図る。

②「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」に関する推進項目

貨物船やタンカー等の大型船舶による海難は衝突・乗揚の割合が高い傾向にあり、原因では操船不適切や見張り不十分によるものが多いことから、これら海難を未然防止するため、常時見張りの徹底や船舶間コミュニケーションの促進にかかる意識の啓発を図る。

ア 常時適切な見張りの徹底

相手船の存在を認識しているにも関わらず、不適切な航行により衝突に至る事故が多いことから、BRMの徹底を図るとともに、船員間にて互いに確認し、常時適切な見張りの徹底を図る。

イ 船舶間コミュニケーションの促進

次により、早期に船舶間の意思疎通を図り、相手船の動向を把握することで、適切な操船を行う。

- ・早めに相手船にわかりやすい動作をとる
- ・VHFや汽笛信号等を活用する
- ・AIS情報を活用するとともに、正しい情報を入力する

ウ 漁ろう中の船舶との衝突防止

漁ろう中の船舶は、投揚網、漁場移動等に伴い急な発進・停止等不測の動きをする場合があることから、特に動静に留意し、早期かつ大幅な避航を心掛ける。

③「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」に関する推進項目

海中転落した乗船者の安全を確保するために、①海上に浮く②連絡手段を持つ③速やかな救助要請という3点が必要不可欠であることから、プレジャーボート、漁船、遊漁船に対し、自己救命策確保（ライフジャケットの常時着用、防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保、緊急通報用電話番号「118番」や「NET118」の有効活用）に関する周知徹底を図る。

さらに、事故発生時等に速やかな救助要請及び救助へつなげるため、家族や友人・仲間等に目的地や帰宅時間を事前に伝え、現在位置を定時連絡することも有効な自己救命策であると周知する。

また、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正により、平成30年2月1日から小型船舶に乗船する者へのライフジャケットの着用義務範囲が拡大されたことも踏まえて、ライフジャケットの着用徹底を推進する。

④「ふくそう海域等の安全性の確保」に関する推進項目

異常気象等に起因する船舶事故を防止するための制度について、リーフレットやHP（走錨事故防止ポータルサイト）を活用し、本制度の理解促進を図るとともに、最新の気象・海象情報の入手など事故防止に係る取組の徹底を図る。

(4) 実施事項

新型コロナウイルスによる地域の感染状況、自治体等からの要請を踏まえ、感染拡大防止対策を徹底のうえ可能な方法により活動することとする。

①広報活動

海難防止にかかる理解を広く浸透させるため、国民に対して周知・広報媒体を積極的に活用したPR活動を実施する。

ア テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを通じ本運動の広報を実施する。

イ 地区推進連絡会議を構成する団体、事業者等が発行する広報誌、ホームページ等に啓発記事、バナー等を掲載する。

ウ 官公署、駅構内、フェリーターミナル等の国民の目につきやすい場所へのポスター掲示、立看板や電光掲示板による周知を行う。

エ 官公署、フェリー・旅客船乗り場や船内、マリーナ等における場内放送等による本運動の趣旨の周知を行う。

オ 海難の発生状況に係る広報を積極的に行う。

②安全に関する指導、教育、訓練

ア 訪船・現場指導（合同パトロール含む）、海難防止講習会、海上安全教室等を実施する。

イ 構成員及び各団体傘下企業等を通じた、重点事項をはじめとした安全確保についての周知、指導を行う。

3 台風海難防止強調運動 ～来るぞ台風！備えはよいか！？～

(1) 実施期間

令和4年6月21日（火）から30日（木）

(2) 運動の目的

南九州地方の独自運動として、本格的な台風の時期を迎えるにあたり、海事関係者の台風に対する認識や海難防止意識を向上させ、台風による海難を未然に防

止する。

(3) 重点項目

- ① 台風情報の早期把握及び継続的な情報収集
 - ・海的安全情報、AIS メッセージやマスメディアの活用
- ② 早期避難及び保船対策の励行
 - ・適切な避泊場所の選定
 - ・港内避泊船舶の係留強化
 - ・小型船舶の陸揚げ・固縛
- ③ 走錨事故防止対策の徹底
- ④ 資材等の流出防止措置の徹底
 - ・養殖漁場、港湾工事施設、貯木場等からの資材等の流出防止
- ⑤ 国際 VHF (ch16) の常時聴取

(4) 実施内容

- ① 台風・津波対策協議会等の開催、情報共有、台風避泊ガイドの配布・活用
- ② 走錨事故防止ポータルサイトの活用の啓発
- ③ ポスター、リーフレット等による運動の周知
- ④ 自治体広報誌等への記事掲載による啓発
- ⑤ マスメディアを活用した啓発
- ⑥ 漁業協同組合等の海事団体を訪問しての啓発
- ⑦ 海難防止講習会や巡視船艇による訪船指導

4 地区ごとの特性を踏まえた実施計画の策定

各地区にあっては、上記 2 及び 3 の運動の実施に先立ち、それぞれの地区の海難の傾向等を踏まえた上で具体的な実施計画を策定すること。